第八条第一項の表母子生活資金の項中

生活安定貸付期間が満了して後六箇月を経過するまで	据置期間経過後八年以内

を

生活安定貸付期間が満了して後六箇月を経過するまで	据置期間経過後八年以内
緊急生活安定貸付期間が満了して後六箇月を経過するまで	据置期間経過後十年以内

に改める。

第二十七条第一項中「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する」、「（以下「扶養親族」という。）」及び「（昭和三十六年政令第四百五号）」を削る。

第三十一条第十号を同条第十一号とし、同条第九号中「法第六条第六項に規定する」及び「（以下単に「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」という。）」を削り、同号を同条第十号とし、同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　法第六条第六項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの（以下単に「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」という。）のうち、児童扶養手当等を受けていない者であつて、その者の推定年所得額が、その者の扶養親族及びその者の扶養親族でない児童でその者が前月の末日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、児童扶養手当支給制限所得額未満であるものが、この号に掲げる資金の貸付けを受けようとしたときから一年を経過する日までの期間中の生活を維持するのに必要な資金

第三十一条の五第一号中「三百十四万円」を「三百二十六万円」に、「四百七十一万円」を「四百八十九万円」に改め、同条第二号中「百五十七万円」を「百六十三万円」に改め、同条第三号ニ中「五万千円」を「五万二千五百円」に改め、同条第六号中「十万円」を「十万五千円」に、「三十三万円」を「三十四万円」に改め、同条第八号中「第六号」を「第七号」に、「からニまで」を「からホまで」に改め、同号ただし書中「二百五十二万円」を「二百五十九万二千円」に改め、同号ロからニまでの規定中「十万五千円」を「十万八千円」に改め、同号に次のように加える。

ホ　第三十一条第七号に規定する期間（次条第一項において「緊急生活安定貸付期間」という。）

一月につき、貸付けを受ける者の推定年所得額を児童扶養手当法第九条第一項に規定する受給資格者の前年の所得とみなしたならば同法の規定により支給されることとなる児童扶養手当の額に相当する額

第三十一条の五第九号中「第三十一条第七号」を「第三十一条第八号」に改め、同条第十号中「第三十一条第八号」を「第三十一条第九号」に改め、同条第十一号中「第三十一条第九号」を「第三十一条第十号」に改め、同条第十二号中「第三十一条第十号」を「第三十一条第十一号」に、「三十万円」を「三十一万円」に改める。

第三十一条の六第一項の表父子生活資金の項中

生活安定貸付期間が満了して後六箇月を経過するまで	据置期間経過後八年以内

を

生活安定貸付期間が満了して後六箇月を経過するまで	据置期間経過後八年以内
緊急生活安定貸付期間が満了して後六箇月を経過するまで	据置期間経過後十年以内

に改める。

第三十一条の七の表第十二条第一項第三号の項中「第三十一条第九号」を「第三十一条第十号」に改める。

第三十一条の九第二項の表第二十七条第一項の項中「第三十一条第九号」を「第三十一条第七号」に改める。

第三十六条第一号中「三百十四万円」を「三百二十六万円」に、「四百七十一万円」を「四百八十九万円」に改め、同条第二号中「百五十七万円」を「百六十三万円」に改め、同条第三号ニ中「五万千円」を「五万二千五百円」に改め、同条第六号中「十万円」を「十万五千円」に、「三十三万円」を「三十四万円」に改め、同条第八号ロ及びハ中「十万五千円」を「十万八千円」に改め、同条第十二号中「三十万円」を「三十一万円」に改める。

附則第七条の見出し及び同条第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
厚生労働大臣　加藤　勝信

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百六十二号

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令の一部を改正する政令

内閣は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律（令和五年法律第九号）の施行に伴い、この政令を制定する。

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令（昭和三十八年政令第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項及び第四項中「第三条第七項」を「第三条第二項」に改める。

第二条中「第十一条の二第二項」を「第十一条第二項」に改める。

第三条中「第三条第七項」を「第三条第二項」に改める。

附　則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　岸田　文雄